

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の5の規定に基づく電気通信業務の廃止に関する情報

法第18条第1項の規定による届出(事業の休廃止後の届出)	令和4年1月28日
法第26条の4第2項の規定による届出(休廃止周知に係る事前届出)	令和元年7月31日 変更届出：令和2年9月11日

【電気通信業務を廃止した電気通信事業者】

名称	ソフトバンク株式会社
住所	東京都港区海岸一丁目7番1号
代表者	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

対象となる電気通信業務の種類	業務の休廃止の周知の開始の日の属する年度の前年度末時点で、有償かつ契約数100万以上の電気通信役務に係る電気通信業務	
廃止年月日	令和3年1月31日	
廃止した電気通信業務の内容	PHSサービス ※テレメタリングサービスを除く	
廃止した理由	① 設備の老朽化及び契約者の減少 ② 近年の携帯電話サービスの低料金化や多機能化等	
周知を開始した年月日及び周知の実施期間	令和元年9月1日～令和3年1月31日	
廃止した電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	同社の携帯電話端末サービスの役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	利用者の被害の発生についての報告はなかった。	
周知の実施方法	令和元年9月30日	ダイレクトメールの送付
	令和2年4月17日	電子メール・ショートメッセージサービスの送信
	令和2年5月19日	ダイレクトメールの送付
	令和2年12月10日	ダイレクトメールの送付
	※このほか、同社ウェブサイトでの告知や、一部利用者へのダイレクトメール、電子メール、ショートメッセージサービスの送付を複数回実施済	
他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報	他の電気通信事業者等との連携は行われていない。	
代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報	周知に用いた情報に同じ	
休止(廃止)した電気通信業務に係る電気通信役務の利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関して作成し、又は取得した情報	利用者の被害が発生しなかったことから、利害関係者からの意見聴取は行われなかった。	